

岡山県人権教育推進委員会第32回会議のまとめ

日 時：平成20年2月19日（火）
14：00～16：30
場 所：ピュアリティまきび「孔雀」の間

岡山県人権教育推進プランに基づく人権教育の推進についての審議

「岡山県人権教育推進プラン」に示している取組を計画的に推進していくために作成した「進行管理表」の内容等について審議を行う。

【「進行管理表」の様式について】

「問題を抱える子ども等の自立支援事業」は、事業の概要に「H20年終了事業」と書いてあるが、5年間の取組の計画には平成23年度まで実施することになっているのはどうしてか。

この名称の事業は20年度で事業終了と聞いているが、同じような内容の事業を引き続いて行うということでそうしている。

【「同和問題」の分野について】

「人権教育教職員研修」については、教科書記述の変化についても説明するということだが、教科書記述については、過去に被差別にあった人たちの身分制度の中の位置づけが、以前と現代では学界の中の見解も大きく変わっている。部落差別の起源についても、江戸成立説から中世成立説へと学界でも大きく変わってきている。中世起源説についても起源の根源は、いろいろな見方があるということ踏まえてやっていただきたい。

ワークシートを作成するということだが、それについて異論はないが、最近先生方から、「教材は充実されていて、授業は昔に比べてスムーズにできるが、子どもの心に響かない授業になっているのではないか。」という意見も聞く。単に教材を使ってうまく授業をすればいいというわけではない。いろいろな先生方が、「自分がいろいろなものと出会って、いろいろな価値観が変わった。その変わり目を子どもたちに伝えないと子どもたちに差別に向き合う気持ちというのは伝わらない。」ということをよく話している。そういうことも少し考えていただければと思う。

「高等学校進路指導総合推進事業」についてだが、しばらく前に大阪に行ったとき、採用選考の問題について話題が出た。今でも、いろいろな不適切な質問があるという事例がいくつか紹介された。面接時に採用後の配属のことを考慮して家庭の事情などを聞

くとか、内定後に家庭の事情について詳しい書類の提出を求めるとか、あるいは、親が一人である場合、それが死別なのか離別なのかとか、そういった不適切な事例が今日でもあるようなので、是非これにも力を入れていただきたい。

「人権教育総合推進事業」では、毎年地域の実態に合った事業が推進されているが、この事業に関連して、「学校園の連携」及び「家庭・地域との連携」の項目については、平成19年度で事業が終わっている。しかし、「同和問題についての理解」の項目については今後もこの事業の中で推進していくという解釈でよいのか。

そのとおりだ。「同和問題の理解」ということについては、研究指定の学校もそうでない学校も平素から進めておられると思う。しかし、「家庭・地域との連携」ということについては、指定した地域により、課題がある場合とない場合があることや、重点を置いてやるかどうかということもある。19年度はそういう取組をされたが、今後は指定した地域と相談しながらということになる。

「就学前教育の充実」も重要な問題だ。例えば、中学校に上がってくるのは小学校からだ。私の学区は三つの小学校があるので、それぞれの小学校の実態をできるだけそろえるということで連携がうまくいく。けれども、小学校の立場からすれば、小学校に入ってくるのは幼稚園もあり保育園もある。ところが保育園と幼稚園は行政の枠組が違うので、幼稚園のサイドでは一生懸命する。保育園もやることはやるが、その連携がなかなかうまくいかない。小学校の先生からも、もう少し幼稚園と保育園が連携できたら小学校としてはありがたいという意見もある。同和問題については同じ立場で理解していくことが必要なことではないかと思う。就学前にそういった関連の教育をしているというのは、非常に大切なことだと思うので、まず教職員から研修をタイアップしながら進めていただければありがたい。

「就学前教育の充実」については、同和問題に限らず、人権教育のいろいろな面で連携をしていく必要があると考えている。「就学前人権教育研修」は、幼稚園の教諭と保育士対象の研修会ということで実施している。保育所の方はすべての方に来ていただいているとはいえないが、今後もそういった形で連携して進めていきたい。

【「女性」の分野について】

DVに関する認識は少しずつ高まってきたし、学校教育や社会教育の中でも、男女平等意識が浸透してきた。しかし、人権教育の流れにストップをかけるような事件も起きている。1月に茨城県つくばみらい市でDVに関する講演会が企画されていたが、少数の人たちによる妨害を受け、市が最終的に講演会の中止を決めた。さらに、つくば市のある高校でも、デートDVの講演会が同じ人たちの妨害によって中止された。人権啓発の講演会に対し、脅しをかけてやめさせるといのは暴力だと思う。2月にDVに関する講演会を企画していた新潟県長岡市にも妨害が入ったが、市長の毅然としたリーダー

ーシップのもと、警備を固めて参加者や講師の安全を守り、講演会を実施したと聞く。

DV加害者の中には、自分こそ被害者だと主張し、自分を置いて逃げた妻子だけでなく、支援者にも恨みや怒りを向ける人たちがいる。また、妻や子どもが逃げた実家や転居先で殺されるという悲しい事件も起きている。当事者や支援者の安全を守るために、DV法は制定され、改正されてきた。暴力を防ぐため、また被害者の人権を守るための教育や啓発に対して、なぜ歴史に逆行したような妨害が起きるのだろうか。2つの自治体の対処のちがいを教訓にして、脅しや暴力が人権教育にかけられたとき、「教育の中立性と自主性」をどのように守ったらいいかということを考えながら対処していただきたい。

次に、セクシュアル・ハラスメントについて。複数の担当課が絡んでいると思うが、県職員に対するセクシュアル・ハラスメントの研修はどんな機会を捉えて、どんな頻度で行われているのか。

年に一回人権教育の一環として、すべての職員に対して、担当する業務に応じた中身で行っている。また、定例的に県立図書館を利用して、セクハラとパワハラについてビデオ視聴の研修会をしている。セクハラとパワハラの課題については、事務局関係の職員への匿名でのアンケートで、臨時の女性職員や若年の女性職員が、一つの言葉でも受け取り方によって態度も含めてセクハラに感じるということを中心に意識されたという事実が分かったので、それを受けて研修会をしている。意識を変えるというのはなかなか難しいが、継続的にやるということも一つの力になると思う。継続して毎年やるということに意義を見いだしてやっている。

県内のある市では、昨年「セクハラ苦情処理委員会」が初めて設置された。過去にもセクハラ被害の相談はあったが、過去10年間処分は出ていない。労働組合女性部が行った職員アンケートでは、回答数の3分の1が何らかのセクハラ被害を体験、もしくは目撃しており、深刻な被害事例も書き込まれている。今まで被害が表に出にくかったのはなぜか。相談窓口が周知されていないことや、密室で起きた被害は訴えにくいという事情もある。被害の相談に対してできるだけ早く問題を解決するシステムを作っていくこと、セクハラ防止の啓発・研修を繰り返し実施していくことが必要と思う。

市町村と県の関係がよく分からないが、各市町村にセクハラ防止の啓発・研修を進めるよう、県が指導するシステムになっているのか。それとも市町村の啓発・研修は市町村に任せるといった形になっているのか。

一般的には、国があって県があって市町村の教育委員会があるという図式が以前はあったが、平成11年から地方分権という考え方が出てきた。基本的には、市町村、県、国それぞれが自分の責任で対応する。ただ現実の問題として市町村教育委員会の事務局の機能に差があるので、要請があれば専門的な知識をもった職員を派遣していろいろな情報提供をするということはしている。建前と本音の部分で若干まだ定着していないという実態はある。

デートDVのリーフレットは非常によくできていて、私も活用させていただいている。これは初年度、全県内の小学校の教職員、中学校・高校の保護者と教職員に配布され、その後も継続して、新入学生徒の保護者や、新採用の教職員に配布されていると伺っている。

「NO！セクハラ」のパンフレットは、どこへどのように配られているのか。どのように活用されているのか。

「NO！セクハラ」のパンフレットは全教職員に配付している。新規採用の研修会等でも配付している。校内研修等で活用している。

県の職員全員に配られるような啓発のパンフレットやカードはあるのか。

知事部局には、男女共同参画のセクションや人権を担当するセクションがあり、知事部局の職員には、それぞれの立場で、関連の資料を渡して、研修会を行っている。

いま増えている非常勤、嘱託、アルバイトなど、不安定雇用の職員はハラスメント被害にも遭いやすいといわれる。たとえば、公民館や福祉交流プラザ（旧隣保館）等は、ほとんどが嘱託職員で構成されている。これらは地域における人権教育推進の拠点であるにもかかわらず、内部で人権侵害が起き、被害者の相談にのっている。ハラスメントの防止について、啓発・研修をどのように広く、多様な領域に届けていくのか、お知恵を貸していただきたい。

【「子ども」の分野について】

小学校、中学校もそうだろうが、高校も年々心に悩みを抱えているというか、精神的に弱い子どもたちがたくさん出てきているので、来年度から全校に心の専門家派遣事業をしてくれることはありがたい。教員の研修もさることながら、保護者も含めて相談ができる体制をつくるのが、子どもたちを強くすることや、いじめ防止にもつながっていくと思う。すべての中学校にもスクールカウンセラー派遣事業があり、今後5年間継続することはありがたい。これを有効に活用して学校現場でやっていきたい。

「子どものエンパワーメント育成事業」で、市町村が、暴力・虐待等の人権侵害から子どもが自分の身を守るための力の育成を行うことへの助成事業をしてきた。資料では23年度まで継続して実施することになっているが、市町村にとってはありがたい人権教育推進事業だと思う。

現時点ではそのように考えている。

平成19年度が5箇所ということだが、どういう形で助成をしているのか。5箇所はこちらが選ぶのか。市町村がやりたいと手を挙げるのか。

各学校ごとではなく、市町村教育委員会が実施する事業ということで、手を挙げた市町村が5箇所あったということだ。

例えば5箇所しか出せない助成金に10箇所手を挙げた場合は、どう選考するのか。

予算の上限がある。現時点では1市町村あたり50万円までの補助、事業ベースでは100万円ということで実施をしている。現実的には、まだ手を挙げてもらっても対応は可能な状態だ。

どうして、希望する市町村が少ないのか。

例えば、いくつかの学校ごとに、毎年ローテーションで実施している市町村もあるが、大きな市などでは、ある中学校区だけ実施するというのは難しい状況のところもあり、かといって全学校でするには予算的に難しいところもある。

市町村にとって、助成金制度はありがたいが、現在の方式では利用しにくいということで名乗りを挙げられないという現状なのか。

そういう面もあると思う。

学校がNPO等民間のプログラムを活用する場合、経費が必要になる。たとえば、子どもたちがいじめや誘拐や虐待から身を守ったり、暴力の被害者にも加害者にもならないためのプログラムを子どもに届けようとすれば、外部からの講師に謝礼や交通費が必要だ。PTAでは、バザー収益や会費などで研修を自前ですることができるが、子どもたちに届けようとすると学校には十分な予算がない。先生がスキルを学んで授業の中に取り入れると無料ですむが、それにも限界がある。そういうとき、行政の援助があると大助かりだ。助成金の取得や運用の仕方を、過去に事業を行った市町村の例を紹介しながら、他の市町村にも広げていくといい。また、助成金を活用した市町村の声をヒアリングして、取得・運用しやすい事業に組み立て直していく必要もある。子ども自身を勇気付けていくエンパワーメント育成事業だから、できるだけ多くの子どもたちに届けられるようなシステムを組んでいただきたいと思う。

【「障害のある人」の分野について】

「いきいきジョブ支援事業」について、障害のある人たちが働くという方向にシフトしていっていると感じている。すべての人たちが自立して働いていくことは大切なことであり、「いきいきジョブ支援事業」に関しても、倉敷市から始まった事業だと思うが、今年度岡山市にも広がってきて取り組むところがいくつか出てきた。その中で働くという意識、親も働くきびしさを学んでいく、そこにかかわるボランティアでジョブコーチ

という形で付いてくださる方々も含めて広がっていくという，そういう部分では結構なことだと思う。ただ，特別支援教育の中で今回岡山県でも新しく学校を開設されると伺っている。それが軽度の障害の方を対象にした職業教育に特化する学校と認識しているが，働くということを考えたときに，普通の子どもたちでも心の弱い子どもたちが増えている中で，障害のある子どもたちはもっとそれが顕著であり，むしろ教育の中で生活の基礎を築くというか，生きる力をはぐくむというか，そういうことをまずやっていただきたい。職場で働くということは，就職した相手方できちっと育てていくものなので，それに耐えうる人間を育てていく教育を動かさないようお願いしたい。生きるということをしちっと身に付けるような教育がなされることを願っている。

今の意見に関連して，中学校でも2年生の段階で，県が実施している「チャレンジワーク14」というものがある。本校にも特別支援学級があるので，その学級の生徒も2年生になったら一緒に行くが，受け入れをしてもらうには，どういう職種のところがいいのかということをして，地元の企業と打ち合わせをして実施している。今年は5日間やったが，面倒だと思ふような作業を子どもが熱心にやって，企業の人がびっくりしてほめてくれたことが自信につながったということもある。そういった機会は非常にありがたいことで，保護者もそこへ何日か来て，我が子の違った面を見たということで，「3年生ではもうないんですよ。」などと言われた。

先ほどの御指摘は十分に受け止めなければいけないことだと思う。単に就労を目指してその技術だけを磨くということではない。それは特別支援学校の先生は皆承知をしていると思うし，逆に保護者や本人の希望につながっていく面もあり，こうした取組の意義があると思っている。

いろいろなところで，障害の「害」の字をひらがなにすることが随分出ている。先日，岡山市のある委員会で，障害者プランを作るのに，障害者の「害」の字はひらがなで表記できないかという意見があった。現在まだ数は多くないが，いろいろな自治体で障害者の「害」の字をひらがなに充てている。これはかなり長い議論があって，「害」という字は「迫害」だとか「公害」だとか，いいイメージの言葉ではないと，それをある集団にあてるのはよろしくないという議論は昔からあったが，国の法律とかでは，いろいろ検討されてきたが，変わるべき言葉で適切な言葉がないということで障害者という表現になっている。確かにいくつかの自治体で課の名前をひらがなの「がい」をあてたり，行政の担当者の人に名刺をもらうと「障がい福祉課」のように本人の思いで「がい」をひらがなにしたりということはある。言葉で差別がなくなるわけではないし，すべての障害のある人たちがそれに対して文句を言っているわけではないので，なかなか難しいが，そういう議論があるということも踏まえて，教育委員会だけではなく全体で議論しなくてはならないが，いつかの時点で岡山県も「害」を全部ひらがなにすることも考えられると思う。これをやっても「障害者自立支援法」など法律の名称は，勝手にひらがな表記にするということではできないが，問題意識としてはもっていただきたい。

【「在住外国人」の分野について】

岡山県でも、外国籍の児童生徒が増えている傾向にあるのではないかと思う。それで、日本語の加配の人数はこれで足りるのかなという印象をもった。予算を伴うので、一挙に加配ができないことはよく分かっている。外国人の保護者が、学校からの通知の文書がまったく分からないということは子どもにとって非常に不利なので、それが母国語でできないにしても、分かるような形にしてもらえる仕組みがそれぞれの学校で工夫できたらいいなという声を聞いたことがある。それも含めて配慮してもらえたら、子どもの資質向上に非常に役立つと思う。自立していくのに学力不足で大変な子どもがいるということをよく聞くので、岡山県下でできるだけ配慮していただけたらと思う。

岡山県下の現状は分からないが、昔大阪でそういうボランティアをやったことがある。保護者の方は、例えばぞうきんが何か分からない。みんなは四隅を縫ったものを持っていくけれども、自分が持っていったらただのタオルだったというようなこともあった。また、中国では弁当という習慣がないので、そもそも弁当とは何かが分からない。こういうのはわりと大阪は進んでいるのかなと思うが、そういったところの実践を参考にしたらどうかと思う。大阪でやっているときには、学校に必要な道具については、絵とその国の言語で翻訳した冊子みたいなものがあった。そういった対応も必要なのではないのかなと思う。

大学生を派遣するというのもいい方法だと思うが、それよりも日本語の達者な留学生の方が、児童生徒にとっては強い味方になると思う。また、留学生とその教室の子どもたちとのつながりもできて、とけ込むには、大学生が行くよりも留学生が行く方がいいのかなと思った。

留学生については、私の大学にも60カ国ぐらいから来ている。ボランティアとして参加できるのではないかなと思う。

子どもたちの数は増えているのに対応が遅れているということが、昨年9月ぐらいに新聞紙上にも出ていたが、ポルトガル語や中国語、韓国語以外の多様な言語、例えばマレーシア語であるとかインドネシア語であるとか、なかなか対応ができない言語の方がいる。そういったことから、今言われた留学生の方に力を借りることも含め、いただいた意見も参考に組み込んでいきたい。

在住外国人の場合不登校になりやすく、不登校になってしまうと放っておかれるという傾向が強いということを読んだことがある。これに対しては岡山県はどんな対策を取っているのか。

不登校ということについて、県では今のところ手が打てていない。ただし、いろいろな市町村等で、特にボランティアを募ったり、単市等の予算で学校と保護者に対して、

いくらか支援ができている状況はある。

「日本語指導の必要な外国人児童生徒への適応指導等」について、平成19年度で事業が終わってるが、これは教育委員会と大学との連携という形で行っているのだが、インターンシップやボランティアというものを整理統合して、その中にこれも組み込んでいって、岡大ももちろん中心であるが、他の大学にも入ってもらい大きな組織として、来年度からスタートしたいと思っている。そういう中で、先ほどのように、うちの留学生もと言っていただけるのは大変ありがたい。

【「アイヌの人々」の分野について】

最近オーストラリアのラッド首相が、先住民アボリジニーに謝罪したというニュースを読んだ。18世紀、英国が豪大陸にたどり着いたとき、アボリジニーと名付けられた先住民は、植民統治のもとで生活圏を奪われ、迫害された。中でも悲惨だったのは、文明社会への同化という名のもとに行われた子どもたちの強制隔離。幼いころに親から引き離し、施設に収容したり、白人家庭に預けたりして育てたという。文化や言葉を奪い、家族の絆を壊す過酷な政策。被害者である「盗まれた世代」は約10万人に達するといわれている。彼らは政府に謝罪や補償を要求し続けてきたが、やっと公式謝罪が実現した。

日本においても、北海道の先住民、アイヌの人たちに対する政策は同様の歴史をもつと思うが、日本はこのことを歴史教科書に記述したり、自分たちが行った施策に対する反省を文面化しているのだろうか。そこを置いたまま、アイヌの人たちに対する人権尊重教育を進めることは、むずかしいのではないか。

アイヌの人々に関する歴史であるとか、言葉にはどんな意味があるのかということについて、冊子が出ている。例えば、こういう施策をしたらいいということも、かなり詳しく載っている。私たちも「アイヌの人々」に対して知識不足の部分もあるので、そういう点では、何かの機会に触れてもらって、研修を深めれば、違う面も出てくると思う。例えば、北海道には「奥尻島」「利尻島」というように「尻」という名前が付いているのはどういう意味なのかということが分かるものがあるので、人権・同和教育課と指導課と連携して教職員に対して、研修していただければと思う。

今言われたのは「アイヌ文化振興・研究推進機構」のことだと思う。以前学校へアイヌ文化についての資料を送っていた。今年度県教委で実施した講座でも、その機構から講師として来ていただいた。政府もこの機構の取組を支援している。教科書記述では、小学校の教科書の中には、社会科で「北海道開発とアイヌ民族」ということで記述がある。推進プランに示しているように、教科等を通してアイヌの伝統的な文化と歴史について、正しい理解を図っていく教育を進めてまいりたい。

岡山県は、南オーストラリア州と姉妹縁組を結んでいる。1994年に知事をはじめ、約200人の県民がチャーター便で渡航した。私は女性国際交流グループの一員と

して訪れ、各地で女性施設を視察・交流させていただいた。旅行中、アボリジニーの人たちの歌や踊りや工芸に触れる機会もあったが、なぜか違和感を覚えた。確かに、先住民の人たちの言語や文化や暮らしを取り戻し、それらを伝統として紹介していくことは大切な営みだと思う。しかし、それらが奪われた歴史について何も教えられないまま、文化の多様性を理解することはむずかしい。さらに、人権を侵害された当事者の痛みを共有できなければ、癒しと和解の実現は不可能だろう。言語や文化の紹介だけでは、人権や尊厳の回復、エンパワーメントにつながりにくいような気がする。人権教育の中で他民族に対する人権を語るとき、それを侵害してしまった歴史についても正しく学び、新しい時代をともに創っていきたいと思う。

【「進行管理表」全体について】

私たちの町にも随分と人権問題があるなど改めて再認識した。小さな町だが、中国の子どもも最近来たということもあるし、特別支援のクラスがほとんどの学校にあるという実態もある。また、他にもいろいろな課題がたくさんあり、来年度は県の教育委員会の支援もいただき、指導主事を入れることになった。従って指導主事をバックアップしながら、人権教育についても改めて考えていきたいと思っている。今度の取組について、今日は説明を聞いてよく分かった面があったので、市町村の教育長会か何かの時にもう少し詳しい説明をしていただける時間があればと思う。

県の事業というのは予算がつかないとできないので、19・20年度は決まっているが、それから先は分からない。ある事業が単年度で終わってしまうのかなと思うと、説明では次の年度も名前を変えて予算要求する予定であるとか、記述の仕方として難しい点もあるが、その辺の整理の仕方を工夫すればと思う。

「女性」の分野での「社会教育関係団体指導者人権教育研修会」は、平成22年度は実施しないことになっているのはなぜか。

この研修会は5年間実施するが、男女平等に関する内容での研修は、22年度は予定していないということである。

【「推進状況報告書」のまとめについて】

「推進状況報告書のまとめ」について、不登校のところで、「自閉症の傾向など特別支援にかかわる不登校児童生徒への配慮」というのがあがるが、具体的にどんなことなのか。

この学校がこのような点が課題であると記述をしているということで、詳しい内容については把握をしていない。

医学部で細菌学を教えているが、エイズなどのSTD (Sexually Transmitted Diseases) に関して、もっと具体的な例で生々しい写真もいっぱい持っているので、そういう例を教えてくださいということであれば、いくらでも大学としては協力する。交通事故と同じで飲酒運転をしたらこういう事故になるという実例を示した方が効果があるように、STDなどもこうなる、或いは薬を使ったらこうなるというのを見せた方がいいと思うので、このプランに合っているのだったら、いつでも声をかけていただければ、先ほどの外国人の留学生のこともそうだが、何でも協力できると思う。